

## 第4次 FATF 対日相互審査結果の公表 ～プロテिवィティの洞察～

2021  
9月13日

第4次FATF対日相互審査結果(以下「MER」)の公表により、FATF審査団によるオンサイト審査後からの「小康状態」は終わりを迎えました。MERの公表を契機として、規制当局の動向を注視しながら、従前の対策を速やかに見直すとともに、継続的に対策を高度化させていくことが不可欠になります。

本フラッシュレポートでは、MERの重要なポイントをサマリーするとともに、金融機関の対応の方向性を考察しています。

### 本レポートにおけるポイント

金融機関のマネロン・テロ資金供与対策に対するFATFの評価は実質不合格水準であり、金融機関は以下の態勢高度化を迫られています。

- ①MERおよびこれを踏まえた規制当局の各種施策に即応すること
- ②マネロン・テロ資金供与に関する全社的な理解の深化とリスク評価書への結実
- ③継続的な顧客管理と取引モニタリングの高度化

### 1. 第4次 FATF 対日相互審査結果の公表

第4次FATF対日相互審査は、2019年10月下旬から11月中旬にかけて、FATF審査団によるオンサイト審査が実施された後、2021年6月のFATF会合によりMERが採択されました。

2021年8月30日、FATF (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) は、MERを公表しました。MER公表と同時に、財務大臣談話が財務省ホームページで発表されており、主に国際協力等の分野での取組みによりマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとした上で、結果としては「重点フォローアップ国」との評価となった旨が

述べられました。そして、MER公表を契機として、政府一体となって強力に対策を進めるべく、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置するとともに、今後3年間の行動計画を策定し、今後、同行動計画を踏まえて、取組みの進捗を定期的にフォローアップしていく旨も発表されました。

### 2. 結果の概要

第4次相互審査からは、40項目の法令等整備状況(Technical Compliance。以下「TC」)のほか、11項目の有効性(IO)の評価が加わっており、法令等に基づき金融機関・DNFBPs (Designated Non-Financial Businesses and Professions) が実効的な態勢整備を行っているかについても審査が行われました。

評価の概要としては、有効性(IO)11項目のうち、8項目がME (Moderate Level of Effectiveness)、TC40項目のうち、PC (Partially Compliance)が10項目、NC(Non Compliance)が1項目であり、実質的に不合格水準となりました。特に有効性について厳しい評価となりました(次表参照)。

#### 有効性(IO)の評価

IO1	資金洗浄/テロ資金供与リスクの認識・協調	SE
IO2	国際協力	SE
IO3	金融機関・DNFBPsの監督	ME
IO4	金融機関・DNFBPsの予防措置	ME
IO5	法人等の悪用防止	ME
IO6	特定金融情報等の活用	SE
IO7	資金洗浄の捜査・訴追・制裁	ME
IO8	犯罪収益の没収	ME
IO9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	ME
IO10	テロ資金の凍結・NPO	ME
IO11	大量破壊兵器に関与する者への金融制裁	ME

有効性(IO)の評価は、上からHigh-HE、Substantial-SE、Moderate-ME、Low-LEの4段階

TCの評価

R1	リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC	R21	届出者の保護義務	C
R2	国内関係当局間の協力	PC	R22	DNFBPにおける顧客管理	PC
R3	資金洗浄の犯罪化	LC	R23	DNFBPによる疑わしい取引の報告義務	PC
R4	犯罪収益の没収・保全措置	LC	R24	法人の実質的支配者	PC
R5	テロ資金供与の犯罪化	PC	R25	法的取極の実質的支配者	PC
R6	テロリストの資産凍結	PC	R26	金融機関に対する監督義務	LC
R7	大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁	PC	R27	監督当局の権限の確保	LC
R8	非営利団体(NPO)の悪用防止	NC	R28	DNFBPに対する監督義務	PC
R9	金融機関の守秘義務	C	R29	FIUの設置義務	C
R10	顧客管理	LC	R30	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C
R11	本人確認・取引記録の保存義務	LC	R31	捜査関係等資料の入手義務	LC
R12	PEPs(重要な公的地位を有する者)	PC	R32	キャッシュ・クーリエ(現金運搬者)への対応	LC
R13	コルレス契約	LC	R33	包括的統計の整備	LC
R14	代替的送金サービス	LC	R34	ガイドラインの策定義務	LC
R15	新技術の悪用防止	LC	R35	義務の不履行に対する制裁措置	LC
R16	電信送金(送金人情報の付記義務)	LC	R36	国連諸文書の批准	LC
R17	顧客管理措置の第三者依存	N/A	R37	法律上の相互援助、国際協力	LC
R18	金融機関における内部管理規定の整備義務、 海外支店・現法への勧告の適用	LC	R38	外国からの要請による資産凍結等	LC
R19	勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC	R39	犯人引渡	LC
R20	金融機関における資金洗浄、 テロに関する疑わしい取引の届出	LC	R40	国際協力(外国当局との情報交換)	LC

TCの評価は、上からC-適合、LC-概ね適合、PC-一部適合、NC-不適合の4段階

第4次相互審査では、その結果を「通常フォローアップ国」、「重点フォローアップ国」または「観察対象国」に分類し、フォローアッププロセスに移行することになります。

日本は、上記のとおり、TC40項目のうち8項目以上が不合格水準(NCまたはPC)と評価されたほか、有効性(IO) 11

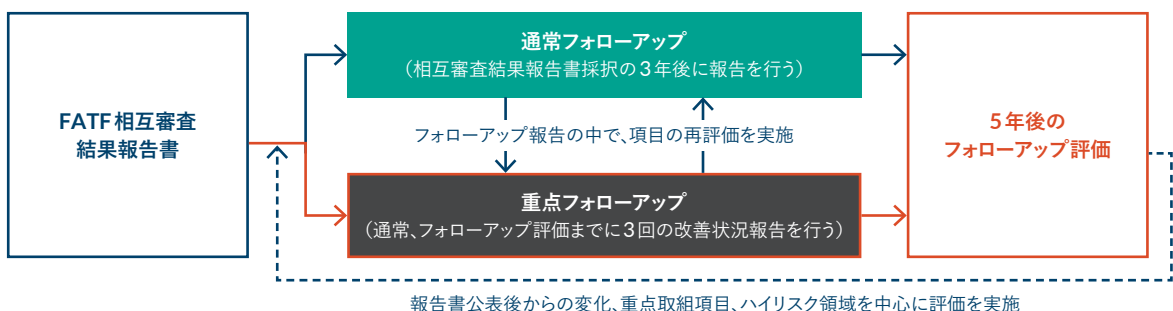
項目のうち7項目以上が不合格水準(LEまたはME)と評価され、「重点フォローアップ国」の条件を充足したため、「重点フォローアップ国」と認定され、今後、FATFより「通常フォローアップ国」と比較してより厳しいフォローアップを受けることとなります。

通常フォローアップ国(合格水準)	重点フォローアップ国(不合格水準)	観察対象国(不合格水準)
イタリア、英国、ロシア、スペインなど	日本、米国、中国、韓国、オーストラリア、 スイス、メキシコなど	アイスランド、トルコ

(出典)FATFホームページ等より Protiviti作成

日本は「観察対象国」となることは回避しましたが、「重点フォローアップ国」となった為、5年後(2026年)のフォローアップ評価までに3回程度FATFに改善状況を報告する必要があります。仮に、この期間中に状況の改善が進まなければ、FATFから名指しで改善状況の遅れを指摘されるリスクがあります。実際、第3次FATF対日相互審査のフォローアップにおいては、日本に対してFATFは進捗の遅れ

を指摘し、迅速な対応を促す声明を発表しています。日本におけるAML/CFTの整備状況がFATFに疑問視されるということは、海外各国における日本の金融機関等への対応が強化され、実際にコルレスや海外送金等の取引に影響を及ぼす可能性も視野に入りうることを意味するため、このフォローアッププロセスに対しては、真摯に取り組む必要があります。



(出典) FATF Procedure for the FATF 4th round of AML/CFT mutual evaluationsより Protiviti作成

### 3. 金融機関におけるマネロン・テロ資金供与 リスク管理態勢に対する有効性評価の結果

第4次FATF対日相互審査では、従来からのFATF40の勧告に対応した法令等整備状況(TC)のほか、有効性(IO)の評価が追加され、金融機関等に対する実際のオンサイトインタビューが実施されるなど、法令等整備状況だけでなく、その有効性に重点を置いた審査が実施されました。

よって、MERを読み解くにあたって優先的に確認すべきは、有効性審査の結果であり、特に金融機関に関するものは、IO.4(金融機関等における予防的措置：Preventive Measures)です。また、IO.3(規制当局等による監督：Supervision)は規制当局における監督の有効性が評価されたものになり、今後の規制動向を読み解くの有用であるため、IO.3の内容も併せて優先的に把握すべきと考えられます。このほか、TCの審査結果についても、今後の法規制の改正につながり得る内容を含むため、不合格水準(NCまたはPC)と評価された勧告における指摘を概観しておくことも有益でしょう。

#### (1) IO.4における主要なポイント

FATFは、IO.4を「中程度のレベル」(Moderate Level)の有効性と評価し、実質的に不合格水準となりました。今後のフォローアップの過程において、合格水準への評価にあげていく必要があります。主要な評価結果としては以下のポイントが挙げられます。

- **金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与リスクの理解、およびマネロン・テロ資金供与対策の義務に対する理解が限定的**

FATFは、大部分の金融機関におけるマネロン・テロ資金供与リスクの理解、およびマネロン・テロ資金供与対策の義務に対する理解が限定的であると評価しました。大部分の金融機関においては、マネロン・テロ資金供与リスクを表面的にしか理解が出来ていない故に、マネロン・テロ資金供与対策への義務も限定的にしか理解できていないというように読み替えても問題ないと思われず。また、金融機関における義務の履行状況にバラつきや遅れが見られるのは、当局側にも課題があるとし、法律上・規制上・監督上の義務を履行するための規範的かつ適切なスケジュールを設定すべきとしています。

- **顧客管理・取引モニタリングにおける取組み状況に改善の余地あり**

FATFは大部分の金融機関に対する顧客管理・取引モニタリングにおいて課題があると評価しました。顧客管理に関しては、継続的な顧客管理態勢に大きなギャップがあると、既存顧客の情報更新とリスク評価の

見直しを実施されていない多くの既存口座が存在すると指摘しています。また、CDD(通常の顧客管理措置)、EDD(厳格な顧客管理措置)においては、その取得情報・取得手段の適切性に警鐘を発しており、例えば実質的支配者に関する情報については、顧客の申告に基づいて収集される手段では不十分であるという点を指摘、またPEPsに対する厳格な顧客管理措置の適用に対して、国内PEPsや国際機関PEPsに対する適用の必要性を示唆しています。このほか、EDD(厳格な顧客管理措置)においては、本人であることの確認やリスト照合などの画一的な手続きに限定されるケースが多いとし、適切なEDDが行われていないと指摘しています。

取引モニタリングに関しては、FATFは金融機関の一定数が基本的な取引モニタリングシステムを導入しているものの、その有効性に対して警鐘を発しています。特に顧客の特性および取引パターンに注目した適切な取引モニタリングシステムが整備できている金融機関が少なく、結果的に大多数の金融機関が非常に高い割合の誤検知等の課題に直面しているとしています。また、名寄せの不徹底や、グループベースでのリスク認識共有の不徹底などの指摘をするなど、併せて有効性を疑問視するコメント等がなされています。

- **ガイドラインの有効性に疑義あり**

IO.4のFATFのコメントでは、金融機関の態勢整備の状況だけでなく、一部当局に対する指摘も見られました。今回のFATF審査では、2018年に公表された金融庁ガイドラインは「強制力のある」ものとして位置づけがなされ、ガイドラインという位置づけでありながらもそのEnforceabilityにお墨付きを与えました。

一方で、ガイドラインの基準のレベルは引き上げられるべきとしています。現状、金融庁は3メガバンクには、「3メガバンク向けベンチマーク」を示達し、より高い目線の態勢整備を求めています。その基準と平仄が取れるレベルにまで金融庁ガイドラインのレベルを高度化するべきとしています。また、上記でも触れましたが、金融庁ガイドラインへの遵守性をより実効的なものとするために、全ての金融機関向けに規範的かつ適切なスケジュールを定めるべきとしています。

- **暗号資産交換業者における態勢整備状況は初期段階にあり改善の余地あり**

2019年にはFATF審査基準が一部変更され、金融機関、DNFBPsのほか、審査対象に暗号資産交換業者が加わり、日本がその最初の審査対象国となりました。概して言えば、FATFは、国や業界団体の主導により、暗号資産交換業者における態勢整備は一定水準にある事実を認めつつも、まだ初期段階であり大部分の金融機関と同様に、今後改善の余地があると評価しました。

## (2) IO.3における主要なポイント

IO.3におけるFATFの最終評価は「中程度のレベル」(Moderate Level)の有効性とされ、実質的に不合格水準となりました。今後のフォローアップの過程において、合格水準への評価にあげていく必要があります。主要な評価結果としては以下のポイントが挙げられます。

- **金融当局によるリスクベースの監督の状況は初期段階であるものの、前向きに継続的に改善している**  
2018年に金融庁においてマネロン・テロ資金供与対策に関する専門部室が立ち上がり、それと同時に金融庁ガイドラインが公表されました。それ以降、リスクベース・アプローチによる監督の実現のため、全金融機関に対する取引実態調査(報告徴求命令)を実施し、それらの情報を基にリスク評価を実施し、モニタリングを実施しているというリスクベース・アプローチを実現しようとする全体的な枠組みに対して、一定の評価をしているものの、まだ初期段階にあるとしています。  
またIO.4にも記載したため詳細は省略しますが、ガイドラインの有効性に触れ、ガイドラインで求められる基準の引き上げや、履行期限の設定を行うべきとしています。このほか、ガイドラインをどのように実施するかに関して、監督上の指針等の作成は依然必要である旨も述べられています。
- **監督・検査の頻度や包括性などに課題があり、全体的に監督人員の強化を行う必要**

FATFは、金融庁によって直接対話を実施した金融機関については監督が有効であることを一定程度認めましたが、それ以外の金融機関への監督の有効性に対しては疑問視し、同様の取組みを金融セクター全体に拡大すべきとしました。

また、AML/CFTの監督のリソースに拡大が望まれ、人員の検討を行うことに加えて、地方の監督を強化するため、各財務局との連携を強化すべきであるとしました。

- **金融機関に対する抑止力ある行政処分と是正措置が適用される必要**

FATFは、金融庁を含む金融監督当局が、金融機関に対する効果的かつ抑止的な一連の制裁措置を実施していないと評価しました。過去、暗号資産交換業者に対する行政措置を発動し抑止力を行使したことに対しては一定の評価がなされましたが、金融セクター全体で見れば、制裁措置が少なく実効的な抑止効果が働いていない可能性がある点に警鐘を発しました。

## (3) TCにおける主要なポイント

TCの審査結果は、PC (Partially Compliance : 不合格水準)が10項目、NC (Non Compliance : 不合格水準)が1項目となりました。このように実質的に不合格水準 (NCまたはPC)と評価された勧告における金融機関にとっての主要なポイントは、テロ資金供与に対する対策、NPOやPEPs、実質的支配者への扱い等がポイントになるでしょう。

表1：TCにおける確認ポイント

#	内容	評価	ポイント
2	国内関係当局間の協力	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>● AML/CFTに関する一連の政策を有していない。</li> <li>● 首相を議長とした定例的な閣僚会議等が開催されているが、当該会議等においても、AML/CFTに関する方針や連携に向けた方針が定められていない。</li> </ul>
5	テロ資金供与の犯罪化	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定のテロ行為との関連性がない場合におけるテロ組織やテロリストへの資金供与等が犯罪行為と定められていない</li> <li>● テロ資金供与罪の刑罰が比例的でも抑止的でもない。</li> </ul>
6 および 7	テロリストの資産凍結 大量破壊兵器の拡散に 寄与する者への金融制裁	いずれも PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資金凍結が遅滞なく実施されていない。</li> <li>● 資金凍結義務が、例えば、指定された個人・団体の代理として、またはそれらの者の指示によって行動する個人・団体の資金等に及ぶかが不明確である。</li> </ul>
8	非営利団体(NPO) 悪用防止	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NPOへの監督は、一般的な組織の透明性・ガバナンスの観点にとどまり、テロ資金供与リスクの観点に基づいたものではない。</li> <li>● NPOにおけるテロ資金供与リスク評価は実施されているものの、テロ資金供与リスクが認められるNPOを特定しておらず、適切なものではない。</li> </ul>
12	PEP(重要な公的地位を 有する者)	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関に対し、外国PEPsに適用すべき顧客管理措置の一部が求められていない。</li> <li>● 国内PEPs・国際組織における要職経験者およびこれらの家族や近親者に上記措置が適用されていない。</li> </ul>

22 および 23	DNFBPにおける (顧客管理 DNFBPによる疑わしい 取引の届出の報告義務	いずれも PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対する指摘がDNFBPsにも当てはまる。</li> <li>弁護士等の士業については、顧客の本人特定事項の確認しか求められておらず、疑わしい取引の届出義務も課されていない。</li> <li>DNFBPsのうち、子会社または海外拠点を有するグループ企業に対し、グループ全体のAML/CFT管理態勢の構築が義務付けられておらず、グループを統括した取組みが明確には求められていない。</li> </ul>
24	法人の実質的所有者	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督当局において、法人の実質的支配者に関する正確な情報を適時に取得することができない。</li> </ul>
25	法的取極の実質的所有者	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託の受託者の情報開示に関する具体的な措置や民事信託における情報保持の要件が規定されていない。</li> </ul>
28	DNFBPに対する監督義務	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>DNFBPの監督当局は、リスクベース・アプローチによる監督を実施していない。</li> </ul>

#### 4. 金融機関におけるマネロン・テロ資金供与対策の方向性～今、何をすべきか

##### (1) MERおよびこれを踏まえた規制当局の各種施策に即応すること

規制当局は上記の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定し、各種施策を既に実施しています。そのため、当然のことながら、MERと同行動計画を精査した上で、自社に与える影響を分析することが必要です。

また、MER公表前のFATFとの一連のやり取りを受けて、金融庁が先回りして実施したと思われる施策についても、より一層加速した対応が求められるでしょう。代表的なものとしては、以下のとおり、①2021年2月の金融庁ガイドラインの改正(内容の過去解説については<https://www.protiviti.com/JP-jp/insights/aml-cft-guidelines>ご参照)、および、②同年3月の「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」の公表が挙げられるところであり、MERとも照らし合わせた再度の分析が求められることとなります。

上記ガイドラインの改正は、MERの公表を待たずして、前回の改正時(2019年4月)よりも内容が多岐にわたり、「対応が求められる事項」を多数追加していること、および従前3メガバンク向けベンチマークにおいて求められていた「貿易金融」への対応が新設されていることからすれば、同ベンチマークとの平仄がとられるべきとのFATFのコメントに対応して、要対応事項の目線を上げたものと考えられます。また、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」は、金融庁ガイドラインの趣旨や内容を明確化するとともに、「対応が求められる事項」等の実務的な対応方法も記載しており、監督上の指針等の作成が依然必要である旨のFATFのコメントを意識したものと考えられます。

こうした規制当局の各種施策については、自社に与える影響を分析することを前提として、当該分析を踏まえて「即応」しなければなりません。その背景としては、金融庁「マネロン・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」(2021年5月)と題する通達の内容が挙げられます。当該通達は、ガイドラインで対応を求めている事項について、2024年3月末までに態勢整備を完了させることを要請しており、このことによりガイドラインの履行期限を設定すべき旨のFATFの上記コメントに対応したことが窺えます。

ここで注目すべきは、併せて、こうした態勢整備について、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ることも要請している点にあります。すなわち、結果的に2024年3月末に間に合わせるという態度は許容されていないと解釈することが妥当であると思われる。

##### (2) マネロン・テロ資金供与に関する全社的な理解の深化とリスク評価書への結実

MERにおいては、ほとんどの金融機関において、自らのマネロン・テロ資金供与リスクの理解が限定的であることが繰り返し述べられています。同時に、限定的にしか当該リスクを理解していないことが、金融機関のリスクベース・アプローチの適用に直接的な影響を及ぼすことを述べており、このことからFATFがマネロン・テロ資金供与リスクの理解を大前提に据えていることは明白です。

したがって、今後、金融機関においては、マネロン・テロ資金供与リスクの理解を更に深化させなければなりません。そのポイントは多岐におよびますが、ここでは、①当局の目線を踏まえること、および②対外的な説明に備えることに言及させていただきます。

上記①については、最終的には、「自ら」のマネロン・テロ資金供与リスクを理解しなければならないため、疑わしい取引の届出の分析をはじめとした個別具体的な事象も踏まえる

ことが取り組むべき命題となり得ます。もっとも、その前段階として当局が示している目線を外さないことが求められていることは、改めて金融庁ガイドラインの項目を指摘するまでもないでしょう。上記の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」によれば、2021年末までに「国のリスク評価書の刷新」、また、2022年秋までにガイドラインを更新・策定することにより「金融機関等のリスク理解を向上させ、適切なリスク評価を実施させる」ことが掲げられており、こうした資料を十分に活用して、マネロン・テロ資金供与とリスクの理解を醸成することが基本の型となります。

また、上記②として、マネロン・テロ資金供与とリスクの理解は、対外的な説明にも耐え得ることが求められます。フォローアッププロセスにおける改善状況の報告に当たり説明が求められ得ることを措くとしても、現在進行形で強化されている金融庁の監督・検査にも備えなければなりません。この点、上記行動計画において、「リスクベースでの検査監督等を強化する」ことが掲げられたほか、2021事務年度金融行政方針においても、FATF第4次対日相互審査の結果も踏まえ、検査要員の確保等により検査・監督体制を強化し、リスクが高いとされる業態を優先的に、リスクベースでの検査・監督を実施する旨が明記されました。このことも、監督の有効性を疑問視する旨のFATFの上記指摘に対応したものと考えられますが、効果的かつ抑止的な制裁措置が実施されていない旨の指摘も併せて鑑みると、今後の検査・監督は、金融機関にとってより厳しいものになることが想定されるでしょう。こうした場合の対外的な説明にも備えるため、深化したマネロン・テロ資金供与とリスクの理解を結実させるためのリスク評価書の見直しを行うべきであり、その優先度も高いものといえます。

### (3) 継続的な顧客管理と取引モニタリングの高度化

上記の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」においては、「取引モニタリングの強化を図るとともに、期限を設定して、継続的顧客管理などリスクベースでのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を図る」ことが掲げられています。敢えてこのように明記されていることからすれば、リスク低減措置の中でも、継続的な顧客管理と取引モニタリングが重点領域に位置付けられているものと考えられ、FATFの上記指摘においても、双方に課題がある旨のコメントが述べられています。

特に継続的な顧客管理における、多くの既存口座への対応や、申告により実質の支配者の情報を取得すること、EDD（厳格な顧客管理措置）の方法については、上記のとおりFATFに課題視されたこともあり、もはや、これまでのやり方では不十分とみなされる可能性を認識すべきです。また、取引モニタリングについても、システムを導入したことのみをもって完了したという理解は誤りであり、顧客の特性と取引パターンに着目したものとすること、および誤検知率を含めた有効性を検証することまでが求められることは、FATFの上記指摘のとおりです。

### (4) 概括

長年AML/CFT分野を統括し、かつアジア地域の金融サービスを統括している弊社シニアマネージングディレクターのキャロル・ボーミエは、今回の結果に対してコメントを寄せています。「FATFの相互評価報告書は、日本がAML/CFT体制の良い基盤を築いたことを認めていますが、改善の余地はまだあると指摘しています。これには、政府機関と法執行機関の連携強化、伝統的な金融機関と指定非金融事業者(DNFPB)に対するML/TFリスクとコンプライアンス義務に関する教育の強化、これらの組織にコンプライアンスの責任を負わせるための期限の設定、執行活動の強化などが含まれます。日本がFATFの『強化されたフォローアップ』の対象であり続ける限り、日本のAML体制が継続的に強化されていることを示すために、当局と金融サービスコミュニティに対するプレッシャーは継続するでしょう。」

MERが公表されたことにより、FATF審査団によるオンサイト審査後からの「小康状態」は終わりを迎えました。規制当局としても「重点フォローアップ国」としてのフォローアッププロセスを乗り越えるべく、一段と目線を高めた施策を打ち出していくことが予想されるでしょう。実際にもいくつかの施策は、財務省「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」に掲げられています。

金融庁ガイドラインを引用するまでもなく、マネロン・テロ資金供与対策は、時々変化する国際情勢やリスクの変化等に機動的に対応することが求められています。MERの公表を契機として、規制当局の動向を注視しながら、上記(1)～(3)を含めて従前の対策を速やかに見直すとともに、継続的に対策を高度化させていくことが不可欠となります。

### プロティビティについて

プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとの的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。25ヶ国、85を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、オペレーション、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。プロティビティは、Fortune 1000の60%以上、Fortune Global 500の35%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。プロティビティは、1948年に設立され現在S&P500の1社であるRobert Half International (RHI)の100%子会社です。